

# 第1章 第7次てだこ高齢者プランについて

## 1 計画策定の背景と目的

現在わが国では高齢化が進展しており、令和4(2022)年1月1日時点の総人口1億2,593万人(前年同月比73万人減)に占める高齢者人口が3,593万人(前年比16万人増、高齢化率28.5%)と、総人口が減少傾向にある一方で高齢者の割合は毎年増加し続けています(出典:総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」)。

浦添市においては、令和4年3月31日時点の総人口115,112人のうち高齢者人口が23,822人となり、高齢化率は20.7%に達しました。平成30年から令和4年にかけての過去5年間をみると高齢化率が1.96ポイント上昇しており、全国の高齢化率の上昇値(1.29ポイント)を上回っていることから、浦添市でも徐々に高齢化が進展しているものと見込まれています。

今後も、団塊の世代全員が後期高齢者となる令和7(2025)年にかけて高齢者人口は急増し、さらに団塊ジュニア世代(1971~1974年生まれの第二次ベビーブーム世代)が65歳以上となる令和22(2040)年には高齢化率はピークを迎えるという予測(2040年問題)が示されているのに対し、支え手となる現役世代は減少傾向から転じられず、社会保障費の増大や介護人材の不足、単身高齢者や認知症高齢者の増加といった課題への取り組みが急務となっています。

こうした超高齢社会の到来に対し、国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることが出来るよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を掲げ(平成18年度)、在宅医療介護の連携等各種の取り組みを進めてきました。前年までの第8期計画(令和3年度~5年度)においては、自立支援や要介護の重度化防止、地域包括ケアシステムを基盤にした地域共生社会の推進等を図るなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできたところです。令和22(2040)年に向けては、現役世代の急減と高齢者の急増が見込まれる中で、「労働力の制約」と「介護ニーズの増大」という二つの課題への対応を両立させながら、地域包括ケアシステムを更に深化・推進していく取り組みが必要となっています。

本市においては、これまで「いきいきチャレンジ高齢者」を将来の高齢者像に位置づけ、「健康づくり」や「重層的な支援ネットワークの拡充(地域包括ケアシステムの基盤強化)」といった各種取り組みを進めてきました。地域包括支援センターや生活支援コーディネーターを活かした地域包括ケアシステムの構築にも取り組んでおり、今後は、複雑化・複合化した近年の地域課題を解決するため、属性を問わない包括的な支援を実施する「重層的支援体制」の整備が求められています。

これまでの第六次てだこ高齢者プランの取り組みを継承しつつ、新たな計画では本市の重点項目でもある「介護予防」・「認知症対策」・「介護人材の確保」・「地域包括ケアシステムの深化・推進」といった取り組みをより一層推進していくため、2025年や2040年、更に2050

年への中長期的な展望を踏まえた高齢者計画として『第7次てだこ高齢者プラン※（浦添市高齢者保健福祉計画・第9期浦添市介護保険事業計画）』を策定します。

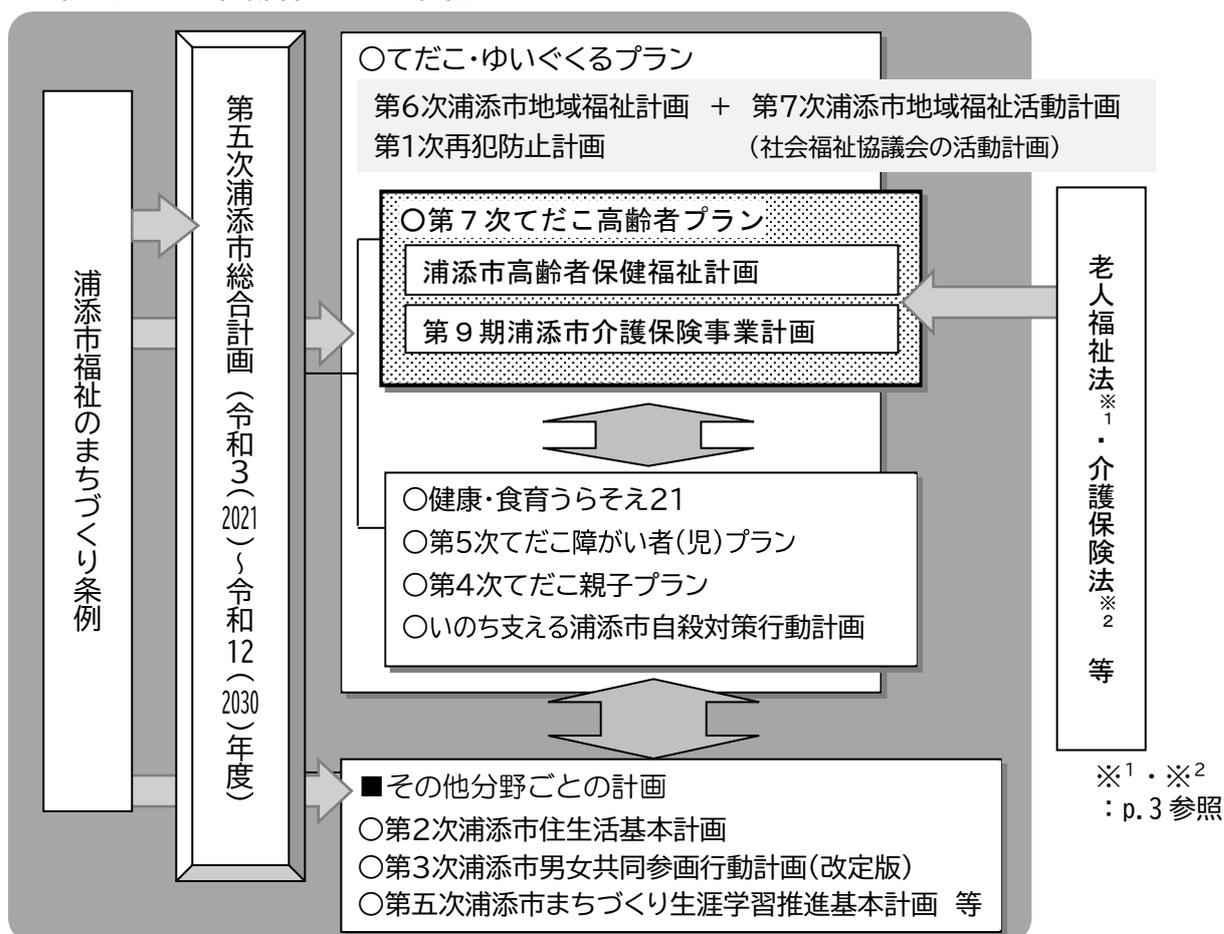
※前計画の『第六次てだこ高齢者プラン』までは計画期を示す語句を漢数字で表していましたが、『第7次てだこ高齢者プラン』からは該当箇所を算用数字に変更して表記いたします。

## 2 法令等の根拠と第7次てだこ高齢者プランの位置づけ

本計画は「老人福祉法（第20条の8）」及び「介護保険法（第117条）」に基づく市町村計画として、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定したものです。

本市のまちづくりの基本方針である「浦添市福祉のまちづくり条例」及び本市の最上位計画である「第五次浦添市総合計画」に即した計画となっているとともに、「てだこ・ゆいぐるプラン」等の諸計画との整合性を勘案し策定されます。

### ■ 第7次てだこ高齢者プランの位置づけ



※参考 根拠法令

※1：老人福祉法（市町村老人福祉計画）

第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。  
 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

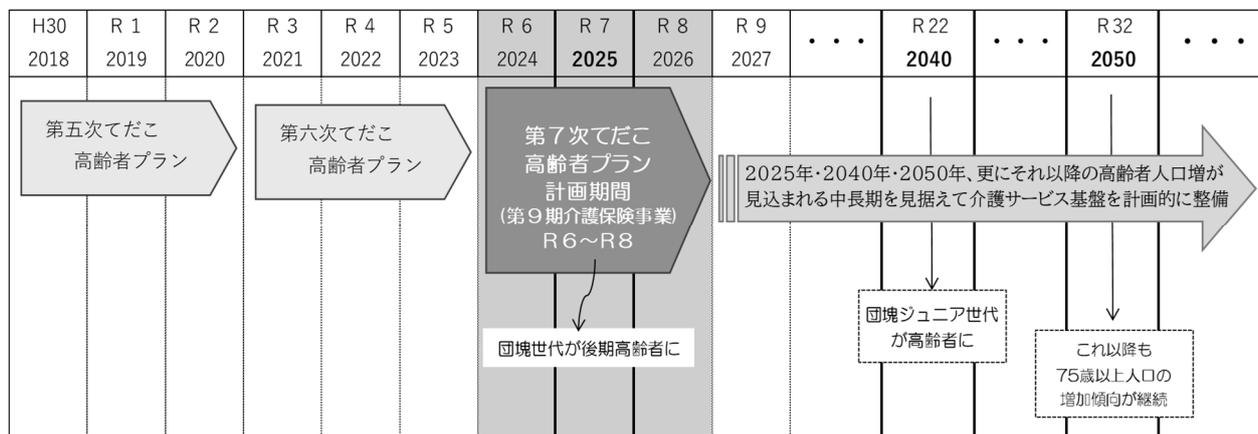
※2：介護保険法（市町村介護保険事業計画）

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。  
 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。  
 5 市町村は、第 2 項第 1 号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。  
 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

### 3 計画期間

本計画は、令和 6（2024）年度を初年度とし、令和 8（2026）年度を目標年度とする 3 年間の計画です。

なお、計画期間は 3 年間ですが、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7（2025）年、団塊ジュニア世代が 65 歳に到達する令和 22（2040）年、75 歳以上人口の増加傾向が続く見込みの令和 32（2050）年以降を見据え、中長期的な視野に立った計画を推進していくものとします。



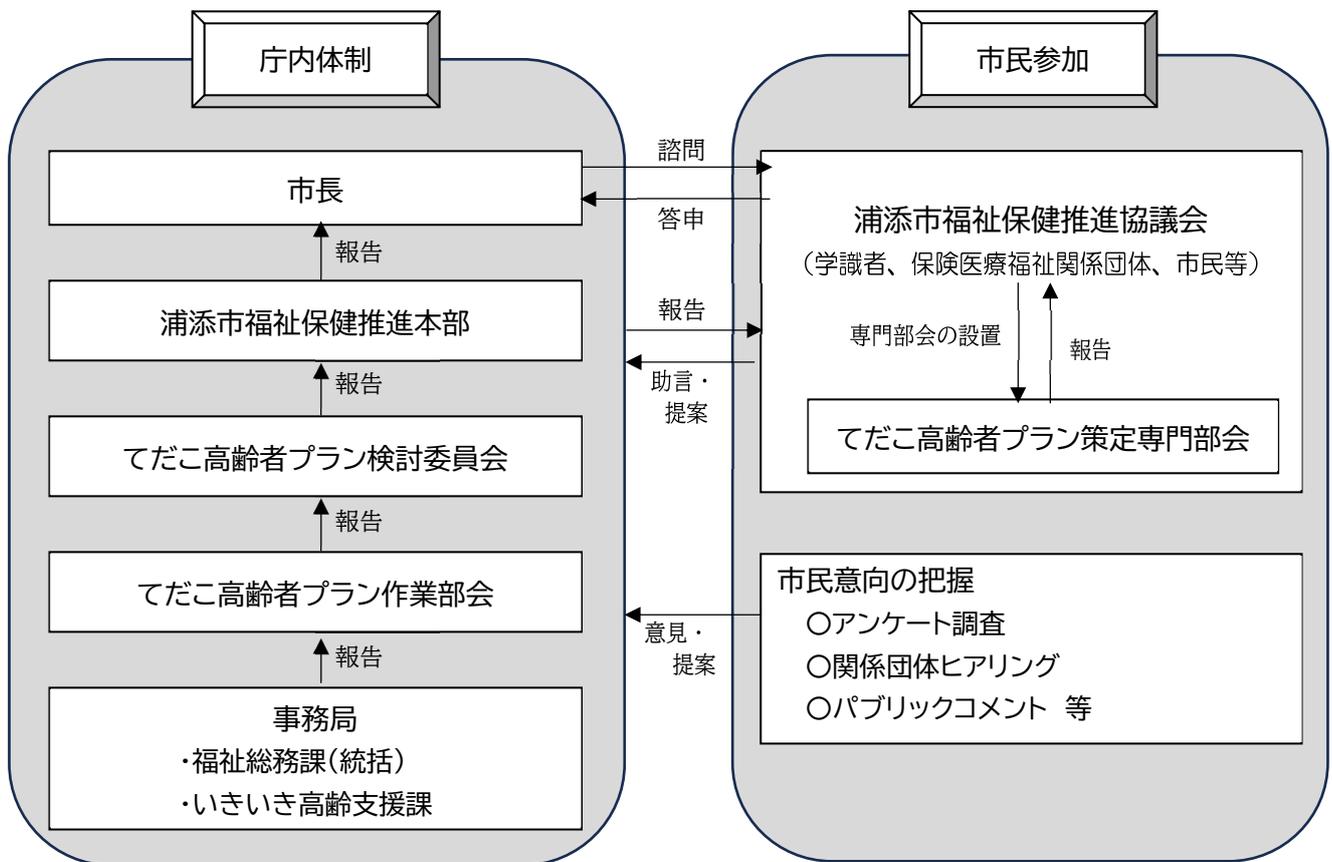
## 4 計画策定のための体制等

### (1) 高齢者プラン専門部会等の設置

第7次でだこ高齢者プランの策定にあたっては、学識者、関係団体、市民等で構成される「浦添市福祉保健推進協議会」のもとに「でだこ高齢者プラン策定専門部会」を設置し、検討を行いました。

また、行政内においても事務局を中心に、関係課及び関係機関との調整を図りながら計画策定を進めました。

#### ■計画策定体制



### (2) ニーズ調査等の実施

高齢者の生活実態や健康状態、社会参加状況やサービスの利用状況を把握し、今後の高齢者福祉施策の検討や充実を図るため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」、「在宅生活改善調査」を実施しました。

また、市内の介護施設の入居・退去状況やサービス提供状況等を確認するために「居所変更実態調査」を、市内介護事業所等に勤める介護人材の働き方の実態を見るために「介護人材実態調査」も並行して実施いたしました。

### (3) 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために厚生労働省により導入された情報システムで、介護や医療関係の情報や課題解決のための取り組み事例などを提供するものです。要介護認定率や一人当たりの介護費用など介護保険に関する情報やデータ等が一元化され、介護保険サービスの利用等に関して他地域との比較分析を行いながら本市の特徴を踏まえた介護保険サービスの見込み量等の将来推計を行うことができるよう設計されています。これらシステムを活用し、県との意見交換も図りながら適切な介護保険サービスの見込み量を算出しました。

### (4) ヒアリングの実施

地域のケアシステムや高齢者を取り巻く状況を把握し、日常生活圏域における地域包括ケアシステムの一層の充実に向けて必要な取り組みを検討するため、地域包括支援センターや社会福祉協議会に協力をいただき、ヒアリングを実施しました。

### (5) パブリックコメントの実施

本計画や市の高齢者福祉施策の内容について、被保険者である市民から幅広い意見を聴取するため、計画素案をホームページ等で公表し意見公募を行うパブリックコメントを実施しました。

## 5 第7次てだこ高齢者プランとSDGs(持続可能な開発目標)の一体的推進

### (1) SDGsとは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年までの国際社会共通の目標です。

先進国も途上国も、企業や個人など、みんなが協力し、持続可能でより良い世界をつくろうと17の共通の目標(ゴール)から構成されています。

地球上の「誰一人として取り残さない」世界の実現を目指し、人種、ジェンダー等、多様性を受け入れることが重視され、経済、気候変動、まちづくりなどの広範囲にわたる諸問題に総合的に取り組むこととしています。国も地方自治体に対し、SDGsへ積極的に取り組むよう求めています。

### (2) 本計画とSDGsの一体的推進

本市は、第五次浦添市総合計画においてSDGsと施策分野ごとの一体的推進を掲げ、持続可能な地域社会づくりに取り組むこととしています。

本計画の高齢者福祉施策と介護保険事業の取り組みについても、SDGsの視点を持ち一体的に推進していくことで、次の6つの目標につながるものと考えます。

#### ■ 本計画と関連が深いSDGsの目標

目標3 すべての人に健康と福祉を		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4 質の高い教育をみんなに		すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標10 人や国の不平等をなくそう		国内及び各国家間の不平等を是正する
目標11 住み続けられるまちづくりを		包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標16 平和と公正をすべての人に		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17 パートナーシップで目標を達成しよう		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する